

認証機関の入会審査基準

電気製品認証協議会

1. 目的

電気製品認証協議会（以下、「協議会」という。）におけるSマーク認証を行う認証機関としての体制、組織、能力等を有しているかどうか、また、電気用品安全法（以下、「電安法」という。）技術基準等に関する製品試験能力や認証能力を有する組織・人員体制であるかどうかについて、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（以下、「製品認証機関に関する国際規格」という。）に基づき、認証機関を審査する目的で、本基準を定める。

（備考）製品認証機関に関する国際規格とは、具体的にはISO/IEC 17065、ISO/IEC 17025及びISO/IEC 17020等をいう。

2. 認証機関の入会審査基準

認証機関の入会審査基準は、以下の各号のすべてに適合していることとし、入会審査で確認する。

- （1）電安法に基づく日本の「登録検査機関」であること。
- （2）国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）による適合性評価活動の一つであるIECEE（IEC System for Conformity Testing and Certification of Electrotechnical Equipment and Components）CBスキームにおける日本のNCB（認証機関）、または日本のCBTL（CB試験所）であること。
- （3）自らの認証制度の下、国内規格（電安法の技術基準）に基づき、国内に流通する製品・部品に対する認証を行っている機関であること。
なお、認証とは、国内向けの電気安全を目的とするものであって、ISO/IEC 17067に規定するシステム5を満足するものとする。
- （4）認証経験は、2年以内に製品カテゴリー毎に10以上の証明書（ただし、個別の規格（パート2）がある場合には各個別規格毎に1以上の証明書）を発行し、かつ、製品カテゴリー毎に複数の申請者・製品についての経験を有すること。
- （5）「Sマーク使用規則」（SCEA 運用基準 003）に基づき、Sマーク認証を実施するための規則、手順書等を作成していること。

3. 入会審査手順

（1）提出資料

申請者は、入会審査時に必要な資料として、「品質文書」、「組織図」、「認証書等（電安法の登録検査機関の証、NCB、CBTL等）」、「認証実績（試験、工場検査、認証等）」等を申込時に提出する。

（2）審査員の選定

審査員は、製品認証機関に関する国際規格及び電安法に精通したものに加え、公平・中立な立場のものを幹事長が指名する。

（3）審査手順

審査は、電安法の技術基準に則して適切な製品認証能力を有する組織・人員体制で

あること等を確認するために、製品認証機関に関する国際規格に基づき、「文書審査」、「現地審査」等により実施する。

(4) 審査費用

申請者は、審査に必要な費用を指定期日までに支払う。

4. 審査の中止

審査の過程で著しく重大な不適合（データの改ざん、ねつ造等）が発見された場合は、直ちに審査を中止し、幹事会に報告するとともに、入会申込書を返却する。

5. 審査の停止

以下に該当する場合には審査を停止し、幹事会で審議の上、原則として入会申込書を申請者に返却する。

- (1) 審査等を通して、能力、対応力、公の秩序に反する社会的妥当性、協調性等において、Sマーク認証機関として不適切であることが判明した場合
- (2) 審査において、上記「2. 認証機関の入会審査基準」を満たさないことが判明した場合
- (3) 審査の過程で指摘された不適合の是正、回答等が3回以内で解決されない場合
- (4) 審査の過程で指摘された不適合の是正、回答等が指定された期限内に解決されない場合（最長1年以内）
- (5) 審査に要する費用が期日までに支払われない場合
- (6) その他協議会が認める正当な理由がある場合を除き、申請者が審査等に異議を唱える場合
- (7) 申請者の理由により、申込みを取下げた場合

6. 審査の判定

(1) 不適合の処理

審査員は、審査の過程で発見された不適合を書面で申請者に報告し、是正処置を要求する。

(2) 是正処置の確認

審査員は、申請者からの是正処置の報告を受け、必要により現地審査を実施する。

(3) 審査の判定

幹事会は、審査員から審査結果の報告を受け、審査の判定を行う。

7. 再入会審査

申込みが取下げまたは返却となった申請者が再度申請を行う場合にあっては、取下げまたは返却の期日より1年以降に受付ける。ただし、著しく重大な不適合が発見された場合等については、その経緯を踏まえて慎重に入会受付、入会審査、入会審議を行う。

8. 守秘義務

審査を通じて入手した資料及び知り得た情報の機密保持の取扱いについては、十分に留意するとともに、原則として関係者以外に漏洩してはならない。